

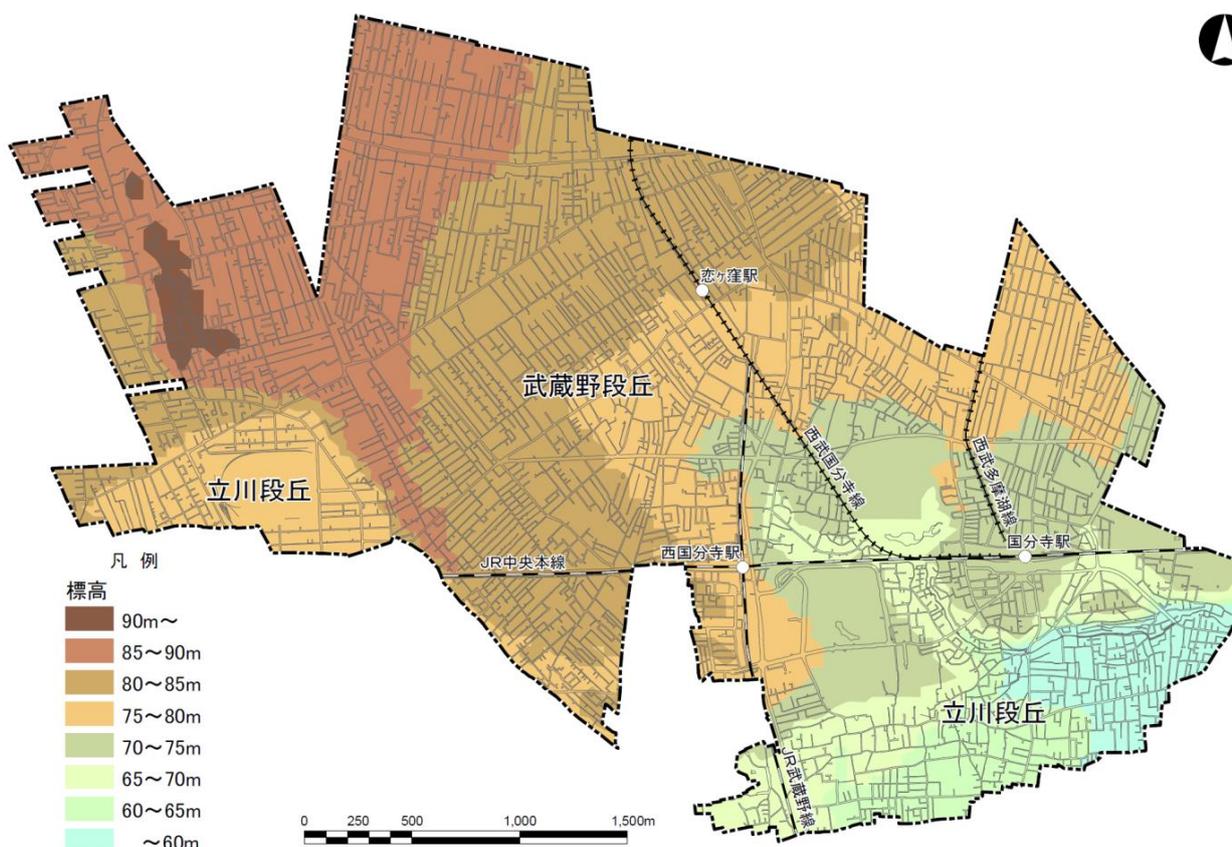
## 第2章 市内の現状

本市は、東京都の中心（重心）いわゆる東京の「へそ」に位置し、面積は11.46km<sup>2</sup>であり、地形としては武蔵野段丘と国分寺崖線を境に一段低い立川段丘から構成されます。市域の西部から東部方向に向かって緩やかに低くなっています。

海拔は最も高いところで約92m（西町五丁目・けやき台付近）、最も低いところで約55m（東元町一丁目・鞍尾根橋付近）となっています。

本市の特徴である国分寺崖線は、約5万年前に古多摩川が武蔵野台地を侵食してできた河岸段丘であり、武蔵村山市残堀付近から始まり、市内西町五丁目、光町一丁目、西元町及び東元町一丁目と南町の境へと続き、野川の東岸に沿って大田区丸子橋付近まで続く、東京を代表する崖線の一つです。

図2-1 国分寺市の地形



## 1 自然環境

市内には国分寺崖線やお鷹の道・真姿の池湧水群など、豊かな緑と水に彩られ、武蔵野の面影を残す住宅都市です。平成 30 年の市内のみどり率は 34.8%で、平成 25 年の前回データと比較すると、5 年間で 2.2 ポイント減少しています。(表 2-1 参照)

西恋ヶ窪緑地や姿見の池緑地などの緑地を都市計画緑地に指定し、保全整備を行っています。これらの緑地や砂川用水などでは、環境団体との協働による維持管理が行われています。

市内に源流を有する一級河川である野川は、コンクリート三面張りの護岸になっており、生き物が生息しにくい環境で親水性に乏しく、景観形成上も良好とはいえない状態です。小金井市以降の下流部では東京都による野川整備事業が既に完了しています。

市内の緑被率とみどり率について、平成 20 年までは市で緑被地調査を実施し、緑被率の推移を確認してきました(表 2-2 参照)。平成 20 年以降は、東京都が 5 年ごとに実施している「みどり率」の調査結果資料を元に、表 2-1 のとおり、独自に市内のみどり率を算定しています。

緑被率とみどり率は、いずれも航空写真により、樹林地や庭、草地等の地域全体における構成比を算出していますが、対象が一部異なっています(表 2-3 参照)。また、市内のみどり率における平成 25 年以降の数値は、東京都が近赤外線画像※を活用して算出したみどり率を使用し、市内のみどり率を算定しています。

表 2-1 市内のみどり率と緑被率の推移

調査年	昭和 63 年	平成 10 年	平成 20 年	平成 25 年	平成 30 年
みどり率	—	—	26.7%	37.0%	34.8%
緑被率	37.5%	30.0%	25.8%	—	—

表 2-2 昭和 63 年から平成 20 年における市内緑被地面積及び緑被率の推移

分類	昭和63年		平成10年		平成20年			
	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)		
自然面	緑被地	樹林地	104.86	9.1	82.07	7.1	77.70	6.8
		庭	35.21	3.1	24.85	2.2	22.11	1.9
		草地	33.52	2.9	25.87	2.2	25.28	2.2
		植木畑・果樹園	157.72	13.7	121.90	10.6	94.04	8.2
		野菜畑	99.54	8.7	90.24	7.8	77.92	6.8
	緑被地合計	430.85	37.5	344.93	30.0	297.05	25.8	
	裸地	32.30	2.8	49.28	4.3	31.16	2.7	
水面		1.98	0.2	1.98	0.2	2.58	0.2	
	自然面合計	465.13	40.4	396.19	34.4	330.79	28.8	
人工被覆地 <sup>(注)</sup>		685.27	59.6	754.21	65.6	819.61	71.2	
総合計		1,150.40	100.0	1,150.40	100.0	1,150.40	100.0	

注) 人口被覆地：コンクリートやアスファルトなどの工作物に覆われた土地のこと。

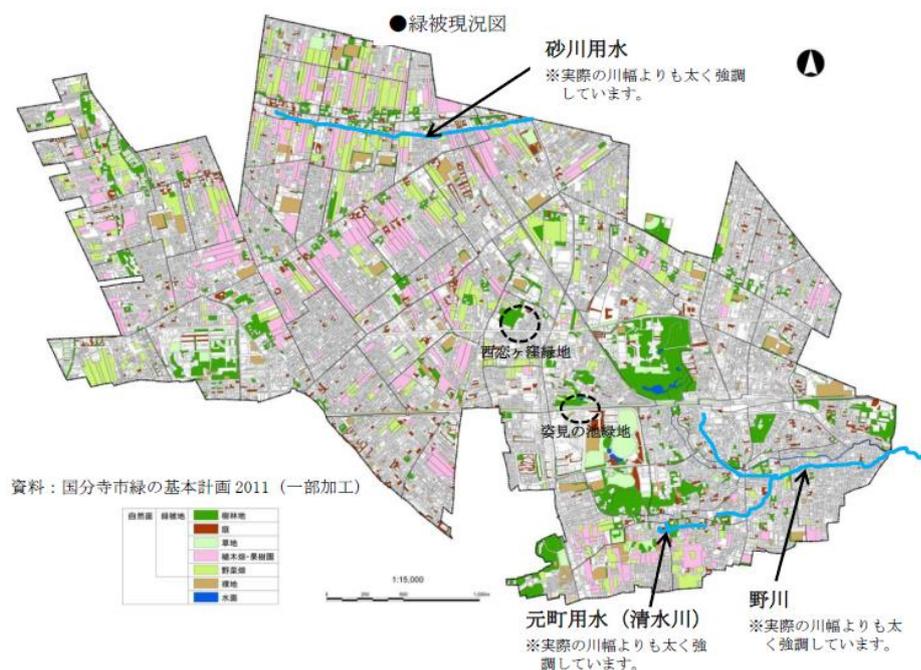
注) (太枠) 37.5 で示した数値が緑被率です。

表 2-3 みどり率と緑被率の相違点

	庭	樹林地	草地	農地	公園	街路樹	河川・水路 ・湖沼
みどり率	○	○	○	○	○	○	○
緑被率	○	○	○	○	×	×	×

※近赤外線画像：可視光よりも波長が長い近赤外線により撮影した画像。近赤外線を活用すると、植物による光の反射特性を利用し、緑の抽出が容易となり、日陰の緑地なども判読しやすくなります。このことから高い精度で緑を抽出することが可能となります。

図 2-2 平成 20 年における緑被現況図



## 2 生活環境

### (1) 大気及び騒音・振動

主要幹線道路 7 地点において大気、騒音、振動に関する調査を実施しています。

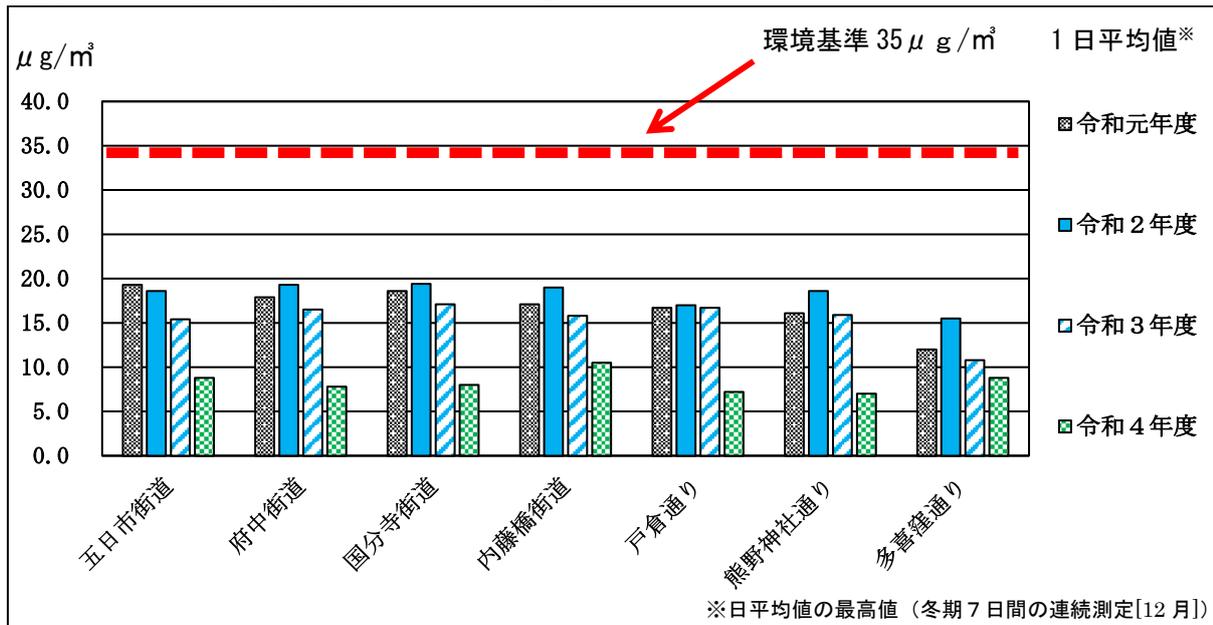
冬季 7 日間の大気調査においては、微小粒子状物質（PM2.5）の日平均値の最高値が環境基準値以下となっており、全地点で環境基準を達成しています（図 2-3 参照）。

騒音調査においては、五日市街道、内藤橋街道、戸倉通り及び熊野神社通りで環境基準を超過しているものの、要請限度は全地点で達成しています（図 2-4 参照）。

また、振動調査では全地点で要請限度を達成しています（図 2-5 参照）。

※ 調査結果等の詳細については第 8 章資料編「1 大気環境分析調査」（139 ページ）、「2 騒音・振動及び交通量調査」（141 ページ）及び「11 環境基準一覧」（163 ページ）を参照ください。

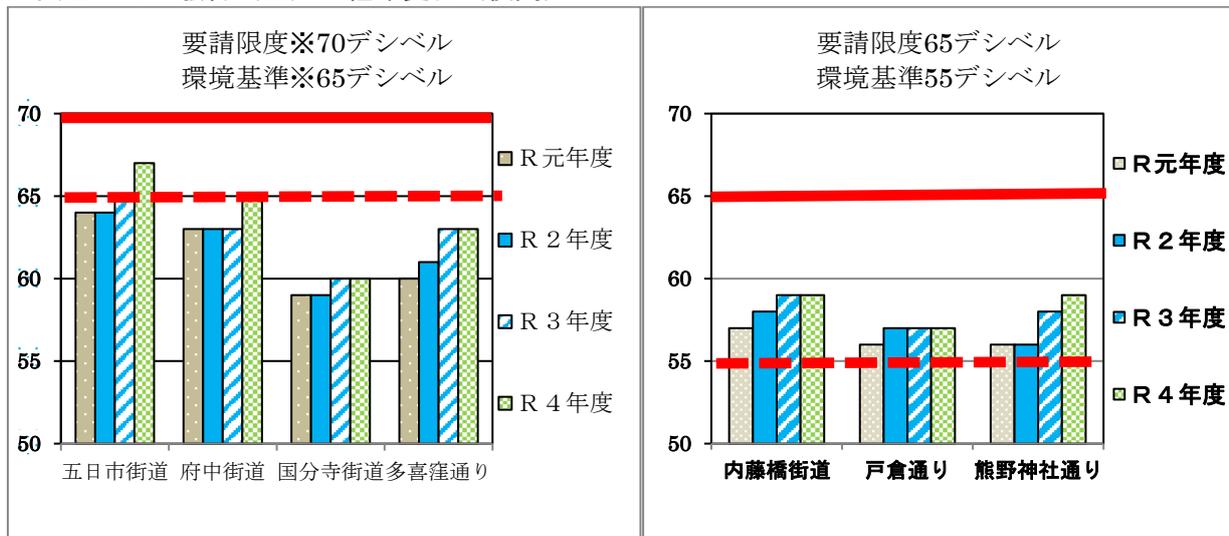
図 2-3 微小粒子状物質 (PM2.5) の経年変化



※環境基準

1年平均値が  $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が  $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下 (平成21年9月設定)。本調査では、冬期 (12月) 7日間の連続測定であり、年間の総有効測定日数が250日に満たないことから、環境基準による大気汚染の評価は参考値とします。

図 2-4 騒音 (dB) の経年変化 (夜間)



※要請限度

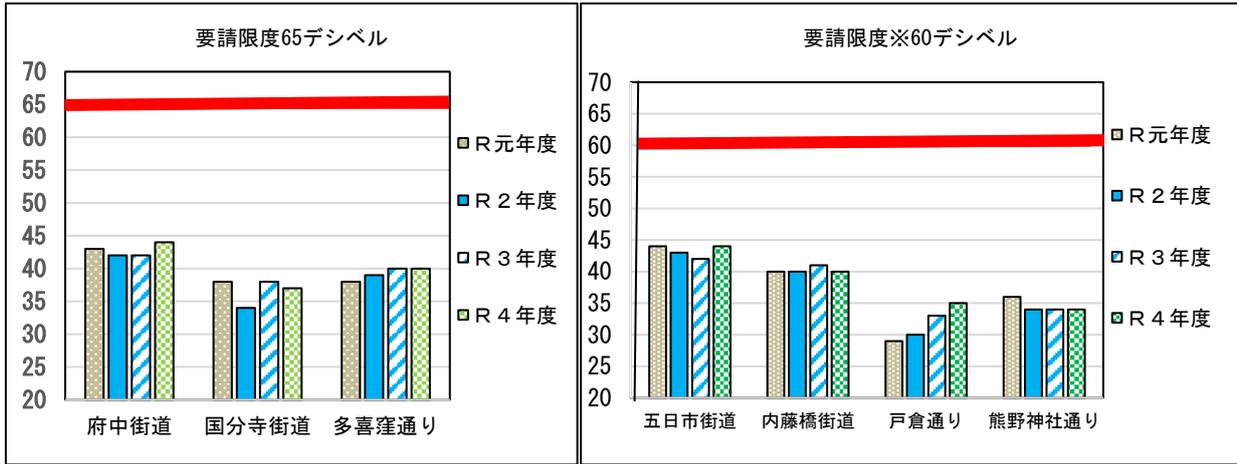
市長が騒音規制法の規定に基づく測定を行った場合に、自動車交通による騒音により、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときに、道路管理者又は公安委員会に対し、その改善を要請する際の基準です。

※環境基準

環境基本法に基づき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準として騒音に係る環境基準が定められています。

主として専ら住居の用に供される地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 (右表) として昼間 (午前6時から午後10時までの間) は60デシベル以下、夜間 (午後10時から翌日の午前6時までの間) は55デシベル以下、左表に掲げる地点においては、幹線交通を担う道路に近接する空間に係る特例に該当する地域として昼間は70デシベル以下、夜間は65デシベル以下と定められています。

図 2-5 振動 (dB) の経年変化 (夜間)



**※要請限度**

振動の環境基準は定められていません。市長が振動規制法の規定に基づく測定を行った場合に、自動車交通による振動により、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときに、道路管理者又は公安委員会に対し、その改善を要請する際の基準です。

**(2) 水質**

水質調査は「野川」・「真姿の池」・「東京経済大学新次郎池」・「姿見の池」で汚濁状況等の調査を行っています。代表的な水質汚濁の指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）については、これらの調査箇所において環境基準を達成しています。

上記のほか市内20か所の井戸水について、9つの調査項目により調査を実施しています。令和4年度調査においては都立殿ヶ谷戸庭園（南町2丁目）、もみじ井戸（光町1丁目）でテトラクロロエチレンが環境基準値を超過し、大腸菌はすべての地点で検出されませんでした。

都立殿ヶ谷戸庭園は例年環境基準値を超過しており、今後も継続的に調査・監視していく必要があります。

※ 調査結果等の詳細については、第8章資料編「4野川の水質状況」（144ページ）、「7井戸水調査」（151ページ）及び「11環境基準一覧」（163ページ）を参照ください。

**(3) 放射線量及び放射性物質**

東日本大震災に伴う原子力発電所の事故を受け、市民の身体・生命を守り、安全・安心なまちづくりを進めるため、市は平成23年7月から市内の定点において、定期的な空間放射線量を測定しています。あわせて保育園・小中学校などの給食食品等の放射性物質濃度を測定した結果、令和4年度に除染作業などの措置が必要となるような測定値は出ませんでした。調査結果は市ホームページ（トップページ→くらしの情報→地震関連情報【ページ番号：1000455】）で公表しています。

※ 調査結果等の詳細については、第8章資料編「10放射線と放射性物質への対応について」（162ページ）を参照ください。

### 3. 都市環境

#### (1) 交通安全環境の整備・自転車運転マナーの向上

・市では、環境に配慮した良好な都市空間を形成するため、都市計画道路の整備や歩道改修・設置工事の際は、透水性舗装、低騒音舗装、歩道のバリアフリー化を進め交通安全環境の整備を図り、交通渋滞の解消や防災機能の向上を推進していきます。

また、自転車利用推進のため、自転車駐車場の適切な維持管理や自転車利用時のマナー向上のため、市報・HP等により自転車利用のルールを周知し、交通安全教室及びイベントの開催にて啓発活動を実施しています。

表2-4 市内における事故発生件数

(単位：件)

1月～12月	自転車事故件数		自転車 計	自動車
	第1当事者※1	第2当事者※2		
H30年	28	67	95	217
R元年	20	53	73	175
R2年	21	50	71	167
R3年	18	47	65	132
R4年	27	42	69	162

※1：当事者のうち、過失（違反）がより重いか又は過失（違反）が同程度の場合は、被害がより小さい方の当事者のこと。

※2：当事者のうち、過失（違反）がより軽いか又は過失（違反）が同程度の場合は、被害がより大きい方の当事者のこと。

## (2) 安心・安全なまちづくり

市では、地域の団体（自治会や町内会）と協定を締結し、地域の住民が自分たちの住んでいる“まち”を見直し、「安全で住みよいまちづくり」の実現に向けて、地域の安全化とともに、予測される災害に備えて応急活動体制を整えることなどを両者が協力・共同して進めていく事業として防災まちづくり推進地区を推進しています。

昭和 56 年 2 月に高木町自治会が第 1 号の協定を市と結んでから、令和 5 年 3 月末現在までに 15 団体と協定を結び、その地域に合った“防災まちづくり”が進められています。高木町自治会は防災への積極的な取組が高く評価され、平成 29 年 3 月に内閣府から「地区防災計画モデル地区」に選定され、同年 9 月に「平成 29 年度防災功労者内閣総理大臣表彰」を受賞しました。

なお、避難場所や防災まちづくり推進地区等については、市ホームページ（トップページ→くらしの情報→防犯・防災【ページ番号：1000447】）をご覧ください。



## 4 地球環境

### (1) 地球温暖化対策の推進

平成 30 年に IPCC（国際気候変動に関する政府間パネル）より公表された「1.5℃特別報告書」※1 は、世界の平均気温が平成 29（2017）年時点で、工業化以前と比較して既に約 1℃上昇し、現在の度合いで増加し続けると令和 12（2030）年から令和 34（2052）年までの間に気温上昇が 1.5℃に達する可能性が高いこと、現在と 1.5℃上昇との間、及び 1.5℃と 2℃上昇との間には、生じる影響に有意な違いがあることが示されました。

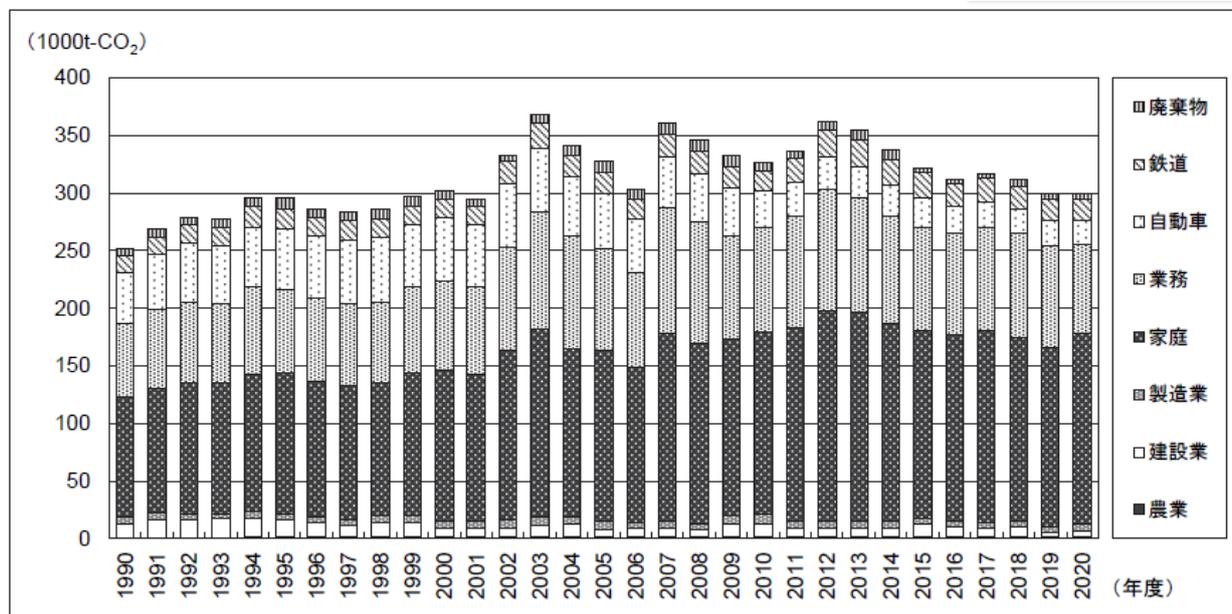
また、同書において、気温上昇を約 1.5℃に抑えるためには、令和 12（2030）年までに平成 22（2010）年比で世界全体の二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量を約 45%削減することが必要という知見が示されており、日本を含めた世界各国で、排出量削減の取組が加速的に進められています。

市内の温室効果ガスの排出状況については、令和 2 年度排出量は 336 千 t-CO<sub>2</sub>、そのうち約 89% を二酸化炭素が占めました。排出量としては、平成 24 年度以降、おおむね減少傾向で推移しています。また、二酸化炭素の排出状況については、家庭部門と業務部門の合計が約 81%と、市民の日常生活や事業者の事業活動による排出が多くを占めています（図 2-6 参照）。

※1 正式名称：「1.5℃の地球温暖化：気候変動の脅威への世界的な対応の強化、持続可能な開発及び貧困撲滅への努力の文脈における、工業化以前の水準から 1.5℃の地球温暖化による影響及び関連する地球全体での温室効果ガス（GHG）排出経路に関する IPCC 特別報告書」

※2 CO<sub>2</sub>排出量の算定は、活動量（電気やガスの使用量等）にそれぞれの排出係数を乗じて算出します。とくに各年の電源構成によって定められる電力の排出係数の影響を大きく受けます。

図 2-6 市内の部門別二酸化炭素排出量の推移



出典：「多摩地域の温室効果ガス排出量（1990 年度～2020 年度）」  
（オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」）

## (2) ごみの発生抑制、減量化・資源化の推進

ごみ・資源物量全体は、ごみ減量・資源化の市民意識の向上や家庭ごみ有料化（平成25年6月実施）等の取組により年々減少していました。令和4年度の総排出量は28,414トンと前年度と比較して約1.3%減少しており、内訳別では、もやせるごみが約0.9%、もやせないごみが約6.4%、粗大ごみが約2.9%、有害ごみが約2.4%減少しました（表2-5参照）。

なお、もやせるごみ収集量（持込除く）の1人1日あたりの換算では、274.2グラムと多摩26市のうち2番目に少ない状況になっています（表2-6、図2-7参照）。

資源プラスチック収集量については、令和4年度は1人1日あたり44.6グラムと、前年度と比較して3.9%減少しました。主な要因はレジ袋の有料化やプラスチック問題に対する意識の高まり等複合的なものと考えます。

市ではごみの排出量削減に取り組んでいますが、最終処分場である日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場の延命化及びエコセメント化施設※の安定的かつ効率的な運用、現在の清掃センターの安定的な稼働のためにはごみ排出量の削減に継続して取り組んでいく必要があります。なお、「もやせるごみ」については、令和2年4月から日野市に建設した浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設で、日野市、国分寺市、小金井市の3市における共同処理を行っています。可燃ごみ処理施設の周辺をはじめ日野市民への環境負荷を低減するためにも、引き続きごみの減量化・資源化を推進していく必要があります。

※エコセメント化施設

清掃工場から排出される焼却残さをセメントの原料としてリサイクルする施設

表2-5 ごみ・資源物収集量の推移

(単位：トン)

品目		年度					
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
もやせるごみ	収集※1	13,810	13,920	14,135	14,636	13,210	12,855
	持込※2	2,441	2,815	3,134	2,306	2,570	2,776
	計	16,251	16,735	17,269	16,942	15,780	15,631
もやせないごみ		1,717	1,596	1,710	1,866	1,725	1,615
粗大ごみ		868	859	950	1,102	1,064	1,034
有害ごみ		41	43	44	46	43	42
資源物		8,640	8,653	8,773	9,305	10,168	10,092
合計		27,517	27,886	28,746	29,261	28,780	28,414

※1 収集：市民等からの戸別収集

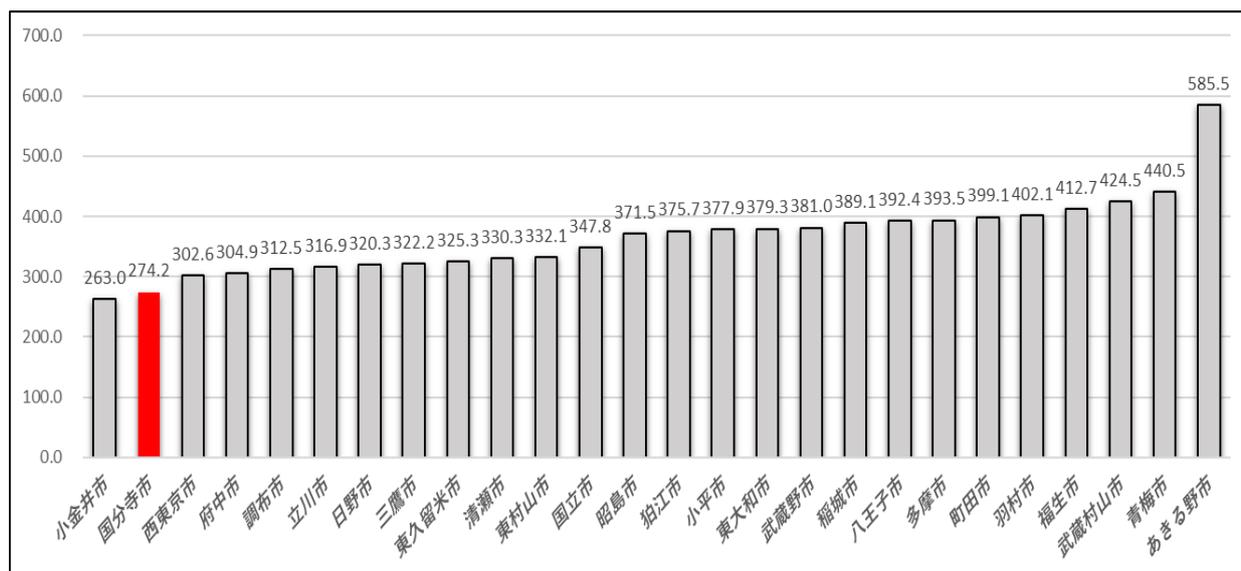
※2 持込：収集運搬許可業者・事業者による持込

表2-6 1人1日あたりの「もやせるごみ」収集量

(単位：グラム)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
収集・持込	366.2	371.3	377.6	367.1	338.5	333.4
うち収集	311.2	308.8	309.1	317.2	283.4	274.2

図 2-7 26 市 1 人 1 日あたりの「もやせるごみ」収集量 (単位: グラム/人日)



出典: 「多摩地域ごみ実態調査 2022 (令和 4) 年度統計」  
(公益財団法人 東京市町村自治調査会) から作成

## 5 環境教育・環境学習

市民と一緒に環境問題を考える機会として環境シンポジウム、夏休み子ども自然教室(※)やアメリカザリガニ捕獲大作戦などを毎年度開催し、環境学習を推進しています。

また、希望する小学 5・6 年生を対象とした科学教室では、大気、水、植物に関する学習や野外観察を通じ、環境への関心を高めています。

そのほか、毎月 1 回、市民・事業者・市により、環境をテーマに意見交換を行う環境ひろばでは、意見交換のほか、イベントでの啓発活動、広報紙発行などを行っています。

※ 令和 4 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、未実施



国分寺市環境シンポジウム



アメリカザリガニ捕獲大作戦